

食と緑の基本計画 2015 尾張地域推進プラン

～食と緑が支える豊かな尾張地域をめざして～

尾張地域の主な農産物



越津ねぎ



ほうれんそう



みつば



守口大根



ぎんなん



もも



サポテン



花苗



緑化木

平成23年7月



尾張農林水産事務所

I 尾張地域推進プランの性格

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づき、食と緑に関する施策の基本的な方針として、平成23年5月に県が策定した「食と緑の基本計画2015」の推進に必要な事項のうち、*尾張地域の現状と課題を踏まえ、重点的に取り組む事項を定めた実践計画です。

- 計画期間 2011年度（平成23年度）から5年間
- 目標年度 2015年度（平成27年度）

II 尾張地域の現状と課題

1 都市近郊における農林水産物の生産と供給

尾張地域は、愛知県人口の約6割を占める地域であり、大消費地に近い地理的な条件を生かした農業生産地として、野菜の栽培が盛んで、そのほかにも、果樹、花きなど、多種多様な品目が生産されています。

しかし、宅地等への転用による農地の減少、担い手の不足や高齢化等による*耕作放棄地の増加に加えて、近年、農産物の販売価格の低迷や生産資材価格の高止まりなどにより農業所得は総じて減少しており、都市農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうした状況の中、都市農業を今後、発展させるためには、地理的な優位性を生かした高付加価値型農業の展開や消費者ニーズに対応した新鮮で安全・安心な農産物を提供する体制を整える必要があります。

また、優良農地の保全と活用を図るため、意欲ある農業者への*農地の利用集積を進めるとともに、農地と宅地の混在化などで集積が困難な農地については、定年帰農者やNPO等の新たな担い手による利用や*市民農園、体験農園などの活用を図る必要があります。

一方、事故米の不正規流通、食品の偽装表示など食の安全・安心を脅かす事件や出来事が相次いで発生したことで、安全・安心な食料を求める声は一層高まっており、生産から販売にいたる安全対策の取組をこれまで以上に強化していく必要があります。



産地直売所

*尾張地域

名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町及び扶桑町の区域。

*耕作放棄地

農林業センサスでは、「これまでは耕作したことがあるが、調査前の1年以上耕作せず、しかも農地所有者がこの数年の間に再び耕作する意思を持っていない土地」と定義されている。

*農地の利用集積

ある特定の農業経営体が、所有、借入、農作業受託により農地の利用を拡大していくこと。

*市民農園

都市住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などのために、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。自治体、農協、農家、企業、NPOなどが開設できる。

2 地域農林水産物の消費と利用

栄養バランスの取れた規則正しい食生活に関する知識の普及は着実に進んでいますが、健康でいきいきした生活を送るためには、日常生活の中で食の大切さを理解して、望ましい食生活の実践に繋げていくことが重要です。

しかし、都市住民の多くは、日常生活の中で農林水産業に接することは稀で、食や農林水産業の大切さを実感することは少ないのが現状です。

こうした状況の中、尾張地域では、憩いと土とのふれあいを求めて市民農園の開設が増加しており、農業体験の場としてその開設を一層推進するとともに、地域の農林漁業者や関係団体、市町、学校との連携により、地域住民が体験学習やボランティア活動に参加できる機会を増やす取組を進める必要があります。



農業体験

また、新鮮で安全・安心な地元農林水産物の消費拡大を図るため、「いいともあいち運動」の取組を消費者層に広げ、県民運動として盛り上げるとともに、*産地直売所等の交流施設を通じて、生産者と消費者との顔の見える関係をさらに構築する必要があります。

いいともあいち運動とは・・・

- ① 県内の消費者と生産者が
今まで以上に”いい友“関係になる
- ② Eat more Aichi products
(イート モア アイチ プロダクツ)

||
もっと愛知県産品を食べよう(利用しよう)

愛知県の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を通じて県民全体の暮らしの向上を図るため、県民に“愛知県農林水産業の応援団”になってもらい、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという運動です。

また、県民に愛知県産農林水産物をもっと食べていただきたい(利用していただきたい)という、“愛知県版地産地消”の取組でもあります。



運動のシンボルマーク



いいともあいち推進店

*産地直売所

地域の農家や農業協同組合などが設置した地場産の農産物等を販売する施設。

3 自然災害から守られた生活環境

農地、森林及び河川は、農林水産物を供給するだけでなく、地域住民に潤いや安らぎをもたらす貴重な緑地・水辺空間を提供するとともに、水源のかん養や二酸化炭素の吸収等の多面的機能を発揮するなど、緑と水に恵まれた良好な生活環境の確保に欠かせない機能を果たしています。

こうした機能が十分発揮され、将来にわたり維持されるよう、農林水産業の生産活動が環境に与える負荷を軽減する取組を進めるとともに、身近にある農地、森林及び河川の環境保全につながる取組を、地域住民の理解と参加を得ながら強化していく必要があります。

一方、近年、集中豪雨や大規模地震等の発生が危惧される中、農地、農業用施設や森林が持つ防災機能を高める取組が重要になっています。

特に、尾張地域には、東部を中心に大小約570か所のため池があり、農地を潤す重要な水源としての役割のほか洪水を貯留し流出を抑制する機能も併せもっているため、老朽化や耐震性が不足しているため池については、計画的に改修を進める必要があります。

また、西部の低平地には、約120か所の*排水機場があり、農地の排水のみならず地域の防災上も極めて重要な役割を担っているため、老朽化により機能が低下した排水機場については、計画的に改修を進める必要があります。

さらに、尾張地域の森林は、かつて日本の三大ハゲ山といわれるほど荒廃していましたが、治山事業等により現在の緑豊かな姿にまで回復したものです。この都市近郊の貴重な森林を守り育てるため、今後も*治山施設の整備を計画的に進める必要があります。



大雨から暮らしを守る排水機場の改修



山地災害から住宅等を守る治山施設の整備

*排水機場

農地や農作物のたん水被害、周辺住宅等の浸水被害を防止するために、雨水等を強制的に河川や海などに排水するポンプ場のこと。県内には400か所に及ぶ農業用の排水機場があり、自然排水できない海拔ゼロメートル区域では、暮らしの生命線になっている。

*治山施設

林地の崩壊により人命や財産などに危害を及ぼすおそれがある場所等において、斜面の安定を図り、溪流の侵食、土砂の流出を防止するために設置する施設。

Ⅲ 尾張地域における重点的な取組

1 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

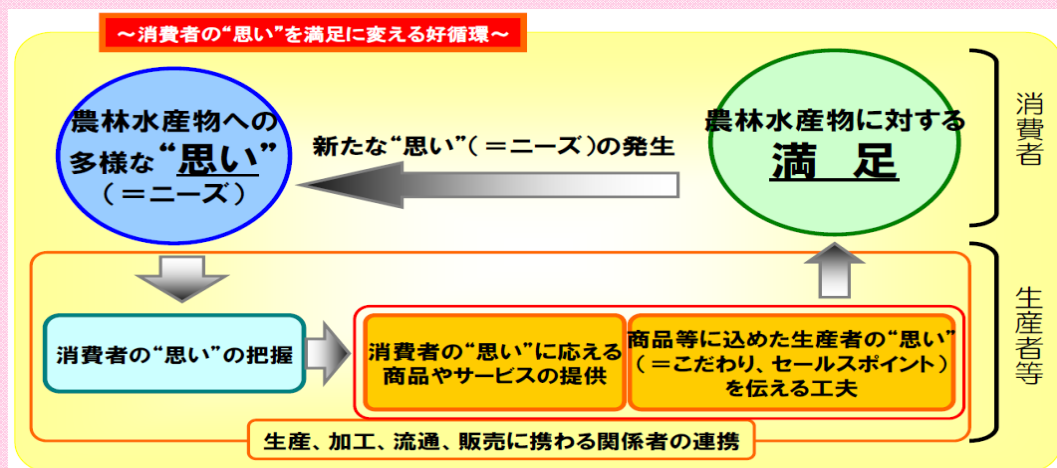
(1) “活かす” あいちの農林水産業

- 食品関連産業をはじめとする他産業との連携により、農林水産物の新たな生産・加工技術や流通・販売方法の開発・普及を推進し、多様化する消費者等のニーズに応えます。
- 卸売市場をはじめとする流通・販売関係者等との連携・協力のもとで、農産物の生産履歴や旬の時期、調理レシピ(食べ方)など、消費者が求める情報を的確に把握して適切に発信する取組を促進し、県産農林水産物に対する消費者の信頼を一層高めます。
- 生産者による農林水産物の加工・販売、産地直売、農家レストランの開設などの※6次産業化の取組を支援し、消費者への新たなサービスの提供と生産者の所得の向上を図ります。

施策目標

- 1 「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」のモデル事例の育成 2015年度までの5年間で5モデル以上を育成

生産者と消費者の思いを伝える農林水産業とは・・・



※6次産業化

農林水産物等や農山漁村に存在する土地、水などの資源を有効に活用して、農林漁業（一次産業）と、製造業（二次産業）、小売業等（三次産業）との融合を図り、農山漁村を活性化させる取組のこと。農林水産物等を原材料とした新商品の開発や需要の開拓、新たな販売方式の導入や改善などを農林漁業者、加工業者、流通販売業者が一体的となって行い、農林水産物等の価値を高めたり、新たな価値を生み出すことをめざす。

(2) 意欲ある人が伸びる農業の実現

- 経営規模に応じた生産技術・経営指導の実施、補助事業や制度資金の活用、法人化の推進などにより、産業としての農業を担う、意欲と能力のある*基幹経営体を育成します。
- *農業者戸別所得補償制度や*価格安定制度への参加を促し、農業経営の安定化を図ります。
- 農業団体が設置している「*新規就農相談センター」等との連携による就農相談活動の実施や就農支援資金の活用により、新規農業就業者を育成・確保します。
- 中高年齢者を対象とした農業講座の開設等により、定年退職者等の新規就農を支援します。
- *農用地区域内の耕作放棄地を中心に、担い手への貸付や作業委託を促進し、その農業的利用を進めます。担い手のいない耕作放棄地については、和牛の放牧や市民農園としての活用、NPO等による体験農園の開設などを支援し、多様な形態の農地利用を推進します。
- ため池や排水機場などの改修を推進し、地震や豪雨などの災害に強い農地を整備します。

施策目標

2 基幹経営体の育成

241経営体(現況)⇒280経営体(2015年度)

3 新規農業就業者の確保 2015年度までの5年間で85人

4 耕作放棄地の再生

農用地区域を中心に2015年度までの5年間で125ha

5 自然災害に強い農地の整備

2015年度までの5年間で1,270ha

*基幹経営体(農業)

本県の農業を支える基幹的な担い手として位置づける経営体で、推定年間農業所得が1,400万円以上の企業的経営体と800万円以上の家族経営体を指す。

*農業者戸別所得補償制度

米や麦、大豆など、生産費が販売価格を恒常的に上回る農産物を生産する農家に対して、生産費と販売価格との差額を一定の基準に基づいて国が補償する制度。

*価格安定制度

野菜や畜産の生産・出荷の安定を図り、農業の健全な発展と国民の消費生活の安定に役立てるために、価格の暴落等があった場合に、国、県及び生産者等が事前に積み立てた資金を生産者に補給金として交付する制度。

*新規就農相談センター

農業を新たに始めたい人に対して、農地や住居、技術、資金の情報を提供するなどの相談業務を行う窓口。本県では、財団法人愛知県農業振興基金と愛知県農業会議に設置されている。

*農用地区域

市町村が定める農用地利用計画では、概ね10年先を見越して農用地として保全していくべき土地を農用地区域として定めている。

(3) 食品の安全・安心の確保

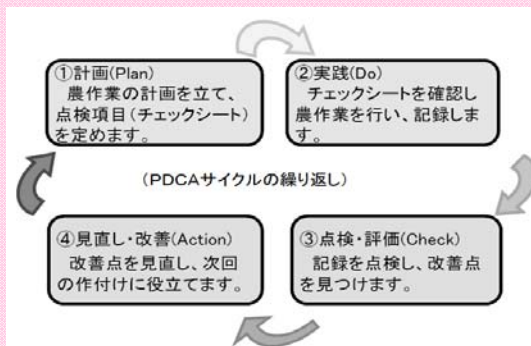
- 生産・出荷組織や法人等の大規模農家を主な対象に、生産工程ごとの管理を適切に行うGAP手法（農業生産工程管理手法）の導入を促進し、農業生産に伴う環境負荷を軽減するとともに、農産物の安全性を確保します。
- 食品関連事業者を対象に、小売店舗等を巡回して*JAS法に基づく食品表示が適正に実施されているかを調査するとともに、適正な食品表示について普及・啓発を図り、食品表示の適正化を推進します。
- 電話と電子メールによる*食品表示110番や*食品表示ウォッチャー等と連携した食品表示の監視活動を実施し、適切な食品表示の確保に努めます。

施策目標

- 6 「*農産物環境安全推進マニュアル」をはじめとしたGAP手法導入組織・法人等数 6産地(現況)⇒14産地(2015年度)
- 7 JAS法に基づく表示状況調査の実施 毎年322か所

GAP (Good Agricultural Practice) 手法とは・・・

農業生産活動を行う上で必要な点検項目について、PDCAサイクル（右図参照）の手法を取り入れて農業生産活動の改善を行うことです。愛知県では、本県の農業をこれからの時代にふさわしい環境と安全に配慮したものとするためにGAP手法の導入を推進しています。



* JAS法

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」のことで、飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度」（任意の制度）と、原材料や原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示制度」とからなる。

* 食品表示110番

食品表示の適正化を図ることを目的に、広く県民から食品の表示に関する問い合わせや情報提供を受け付けるために平成14年2月に設置した専用電話のこと。平成22年4月からは電話に加えて専用メールによる受付も開始している。

* 食品表示ウォッチャー

食品表示の適正化を図るため、県が県内に居住する満20歳以上の県民に依頼して、日常生活の中で食品表示の状況を観察し、原産地表示等について不適切なものがあれば県に情報提供をしてもらう、県民による監視制度。

* 農産物環境安全推進マニュアル

愛知県が平成18年3月に作成した農産物の安全や環境に配慮した農業に取り組むための手引書で、環境負荷の低減や農産物の安全・安心のために配慮したい事項をまとめたものと、実践のためのチェックシートから構成されている。

2 県産農林水産物の適切な消費と利用の促進

(1) 食や農林水産業に対する県民の理解と活動の促進

- 学校と地域の農林漁業者や関係団体、*食育推進ボランティアなどとの連携により、小中学生が農林漁業体験や調理実習、食文化の伝承など、食と農林水産業に関わる一連の内容を計画的に学習できる体制を整えます。
- 学校における食に関する指導において、PTAや地域などの協力を得ながら行う農林漁業体験学習等を充実させるとともに、その成果を普及し、農林漁業体験学習等に取り組む学校の拡大を図ります。

施策目標

8 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）
50.4%（現況）⇒75%（2015年度）

(2) 県産農林水産物の消費と利用の促進

- 「いいともあいち運動」のネットワーク会員や推進店、シンボルマークを表示した商品などの一層の拡大を推進し、運動のさらなる盛り上げを図ります。
- 農林漁業体験や食育イベントなどへの県民の参加を促し、地域の農林水産業や食文化の伝承の重要性に関する理解促進に努めます。
- 地域資源を活かした6次産業化などの取組や新たな地域資源の発掘を支援し、地域の農林水産業の魅力を一層向上させます。
- 地域における交流施設の整備や地域住民にとって魅力のある交流施設とするための取組に対して支援することにより、生産者と消費者との交流活動の充実を図ります。

施策目標

9 「いいともあいち運動」を知っている人の割合
39.9%（現況）⇒50%（2015年度）

10 産地直売所等の交流施設を利用する人数
5,762千人/年（現況）⇒6,278千人/年（2015年度）

*食育推進ボランティア

県民が自らの「食」について考え、情報を正しく理解して望ましい食生活を実践していくことができるように、県内各地域で「食育」の推進活動を自主的に行う県登録のボランティア制度の一つ。

3 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保

(1) 森林等が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮

- 農地や用排水路、ため池、農道などの適切な管理に取り組む活動組織を支援し、その機能の維持・向上を図ります。
- ※COP10を契機とした※生物多様性の保全に対する県民意識の高まりを活かし、多面的機能を持つ森林、農地、漁場の重要性について広く啓発することなどにより、※里地・里山などにおける県民参加型の環境保全活動を促進します。
- 人と生き物が共生できる水辺を再生するため、ため池や用排水路などの農業用施設について、親水性や生態系に配慮した護岸の整備、※水田魚道の設置、周辺の緑化などを推進し、多様な生物を育み、緑豊かな景観を持つ農村環境を創出します。

施策目標

- 11** 農地等の保全向上活動を実施する面積 毎年2,459ha
- 12** 県民との協働・連携により農地等で生物多様性の保全活動を実施している組織数 14組織(現況)⇒15組織(2015年度)
- 13** 生物多様性の保全や環境に配慮した農業用施設の整備地域数 14地域(現況)⇒21地域(2015年度)

※COP10

「COP (Conference of the Parties)」とは、国際条約を結んだ国が集まる会議(締約国会議)を指す。生物多様性条約では、10回目の締約国会議「COP10」が2010年10月に愛知・名古屋で開催され、遺伝資源の利益配分に関するルールを定めた「名古屋議定書」や2010年目標に代わる生物多様性保全の新戦略計画「愛知目標(愛知ターゲット)」が採択された。

※生物多様性

生物多様性とは、あらゆる生物の種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

※里地・里山

里地・里山とは、都市と原始的な自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと、人が燃料や田畑の肥料などを得るために利用してきた集落をとりまく森林と、それらと混在する農地やため池などで構成される。

里地・里山は、人と自然が共生する場所であり、人の手で一体的に管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全される。

※水田魚道

水田からの落水を緩やかな勾配で排水路に流し、排水路に棲む魚類が水田に遡上できるようにした水路のこと。本県の農業総合試験場が開発した水田魚道は、小型魚類が遡上しやすく、魚道に流れる水量を調節でき、安価で軽量なため容易に設置できるなどの特徴がある。

(2) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保

- ため池や排水機場などの改修を推進し、農地や周辺集落を洪水や地震などの自然災害から守ります。
- 森林においては、治山施設の整備を推進することにより、土砂の流出や山崩れなどの山地災害を防止します。

施策目標

14 ため池や排水機場の改修（５年間で４か所）などにより洪水や地震被害のリスクから守られる住宅戸数

２０１５年度までの５年間で２７，７００戸

15 治山施設の整備により山地災害に対する防災機能の向上が図られる面積 ２０１５年度までの５年間で１２０ha

(3) 環境への配慮と資源の再生・循環利用を図る取組の強化

- LED灯などの省エネルギー技術等の活用により、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減を推進します。

施策目標

16 農業分野におけるCO₂排出量の削減

２０１５年度における年間排出量の削減 １，１００トン

IV 尾張地域推進プランの達成に向けた推進体制

管内市町、農業・水産業関係団体、生産者団体や地域消費者団体等で構成する「食と緑の基本計画尾張地域推進会議」において進捗状況の点検・分析を行い、総合的、計画的に推進します。